

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の原案の概要

(1) 東部大阪都市計画火葬場の決定

既存斎場が抱える老朽化の進行や増加する火葬需要への対応等の課題を解決するため、「東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）」と「東大阪市新斎苑整備基本構想」を令和 7 年 2 月に策定し、5 つの既存斎場を集約して、新しい火葬場を整備する方針とした。

それら関連計画に基づき、都市計画決定する火葬場の位置として適正であるか、生活環境や交通量増加等による影響について評価し、適正であると判断した結果、本案のとおり、都市計画火葬場を決定するものである。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	火葬場名			
227-1	東大阪市火葬場	東大阪市布市町三丁目・ 中石切町六丁目	約 2.3ha	火葬炉 12 基

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の原案の揭示場所及び揭示期間

(1) 揭示場所

東大阪市都市計画室

(2) 揭示期間

令和 7 年 9 月 10 日（水）から同年 9 月 24 日（水）まで